平成２５年（フ）第７７号
山形県寒河江市大字寒河江甲1729番地の34
債務者　鈴木　道子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
山形市江俣４丁目18番25―301号　シルバーホーム・さくらんぼ
債務者　阿部あつ子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
函館市深堀町37番２号
債務者　藤田　健治
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３７号
函館市深堀町37番２号
債務者　藤田　秀子（旧姓稲荷）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３９号
函館市富岡町２丁目28番６号
債務者　柏谷　高明
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４６号
函館市赤川１丁目31番８号
債務者　和合　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
函館市湯川町３丁目13番18―406号
債務者　濱田　美麻
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５９号
函館市八幡町16番６号　第八安田ハウス305
債務者　後藤　泰之
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９号
愛知県岡崎市洞町字五位原32番地３　グラヴィエＮ―Ⅳ103号、住民票上の住所愛知県刈谷市野田町西屋敷212番地33
債務者　星　　明博
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
愛知県豊田市大林町13丁目６番地７　清風苑206号
債務者　野口　　稔
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
愛知県安城市南町４番15号　レオパレスサンシャイン南町204
債務者　堂園　真宏
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
愛知県岡崎市欠町字下口19番地１　ルモンプルミエール102、前住所愛知県岡崎市舞木町字岡ノ入１番地２　市営舞木荘２―406
債務者　木村　　宏
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８３号
埼玉県桶川市朝日３丁目27番11号
債務者　小川　真也
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３１号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｅ―1003
債務者　八田　輝弘
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
埼玉県川口市大字蓮沼311番地
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３６号
埼玉県川口市上青木１丁目12番14―207号　川口青木住宅
債務者　石橋喜代治
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
岡山県倉敷市中庄944番地１
債務者　木下　雅美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７３６号
埼玉県上尾市仲町１丁目２番20号　ベルハイツ野口102、旧住所埼玉県蓮田市御前橋１丁目２番26号　カルム・セーズ204号
債務者　大岡　春香
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係